東弁往来

第67回 下田ひまわり基金法律事務所

事務所の打合せ室

会員　寺岡　俊（65期）

2012年12月に弁護士登録し，東京弁護士会に入会。北千住パブリック法律事務所で養成を受ける。2016年4月静岡県弁護士会に登録換え，下田ひまわり基金法律事務所にて勤務。2019年7月東京弁護士会に登録換え，現在に至る。

1. はじめに

下田ひまわり基金法律事務所は，伊豆半島南部に位置する賀茂地区（下田市，及び，賀茂郡の5町である東伊豆町，河津町，南伊豆町，松崎町，西伊豆町）の弁護士過疎を解消すべく，2005年5月に開設されました。

私は，2012年に弁護士登録し，2016年3月まで東京弁護士会の都市型公設事務所である北千住パブリック法律事務所にて勤務した後，3年間，下田ひまわり基金法律事務所の5代目の所長として勤務しました。

2. 下田について

⑴　下田支部

下田市内に賀茂地区を管轄する裁判所と検察庁の支部があります。静岡地方・家庭裁判所下田支部には常駐の裁判官が1名います。また，同支部には下田簡易裁判所が併設されており，同じ裁判官が担当しています。静岡地方検察庁下田支部には副検事が1名常駐しています。

裁判官が1名しかいないため，民事合議事件は静岡地方裁判所沼津支部が，労働審判は静岡地方裁判所本庁が管轄することになります。執行事件については，不動産競売は沼津支部が，それ以外は下田支部が管轄しています。家事事件については，調停，訴訟を通して下田支部で行うことができますが，下田支部には調査官がいないため，調査を要する事件については沼津支部の調査官が担当することになります。刑事事件についても合議事件や裁判員裁判は沼津支部が担当することになるほか，単独事件に相当する事件についても，事件の性質などによって捜査段階から静岡地方検察庁沼津支部が担当し，静岡地方裁判所沼津支部に起訴がなされるという扱いとなっているようです。

賀茂地区において登録している弁護士は，合計6名です。法テラス下田法律事務所に2名の弁護士，そして，ひまわりの私と，任期のある弁護士が半数ですが，地元に定着している弁護士も3名おり，いわゆる司法過疎地と呼ばれる地域の中では弁護士数は多い方だと思います。

⑵　地域の特色

賀茂地区は静岡県でも特に高齢化が進む地域です。2019年4月1日現在の静岡県内の市町別高齢化率（人口に占める65歳以上の人口の割合）において，賀茂地区の1市5町がすべて10位以内に入り，静岡県全域の高齢化率が29.1％なのに対して，賀茂地区の内最も高齢化率の低い下田市でも41.2％，最も高い西伊豆町では49.0％となっています（県下一位）。この高齢化は今後さらに進んでいくものと考えられ，それに対する対応が賀茂地区全体の大きな課題となっています。

下田市までは伊豆急行線が通っているものの，単線で本数が少ない上，東海道沿線の熱海駅に出るまでに2時間近くを要し，交通の便は決して良くありません。ただ，海や四季折々の花など，賀茂地域は自然の観光資源が豊富で，一年を通して観光客が多く訪れます。特に，毎年5月に下田市において開催される黒船祭りから夏の海のシーズンにかけては，地域がにわかに活気づきます。

3. 事件の状況

⑴　事件の分野別の割合

受任事件は，民事事件（家事事件を含む）と債務整理事件が同程度あり，刑事事件が0～2件程度，そして，後見事件が10件強，行政事件等その他の事件

が数件あるといったところです。地域の特色から，後見事件の数が多いほかは，事件の分野に偏りは少なく，都市型公設事務所で勤務していたころに比べて，幅広い知識が要求されるという印象です。

⑵　民事，債務整理事件

民事事件については，多くは個人の方からの相談・依頼ですが，中小の企業からの相談・依頼も時折あります。事件の種類としては，離婚等の家事事件の割合が比較的多いという印象です。

債務整理事件については，支払不能ないし債務超過となってから長期間を経てご相談にいらっしゃる方が多いように思います。これは，都市部と比較して，未だ司法アクセスが十分でないということの表れであろうと思います。

⑶　刑事事件

刑事事件については，下田支部管内の6名の弁護士が，2日間の待機日を持ち回りで受け持っています。待機している弁護士は，下田支部管内においてその日にあった当番弁護士派遣依頼に対応するほか，被疑者国選弁護人の指名・選任を受けることになります。

⑷　後見事件

先にご紹介した通り，賀茂地区は高齢化が進む地域であり，弁護士業務としても，後見業務の割合が高いといえます。私が赴任していたころの後見事件（保佐を含む）の手持ち件数は10件強程度でしたが，下田支部管内の他の弁護士は20件近く（時期によっては20件を超えて）を担当しているとのことで，高齢化の進行に伴い今後さらに大きくなる後見業務へのニーズを，弁護士のみで担うことは事実上不可能です。

このような情勢を受け，弁護士，司法書士等専門職と，行政の担当者，社会福祉協議会とで協議を重ね，市民後見制度を活用することによって賀茂地区の後見業務へのニーズを満たすべく仕組みを作りました。すなわち，上記専門職，行政職員，裁判所書記官等が講師となる市民後見人養成講座を毎年開講し，その受講者に社会福祉協議会の法人後見の後見業務を担当してもらっています。社会福祉協議会には，市民後見人養成講座受講者に後見業務を担当してもらう前提で法人後見を引き受けてもらっており，従来弁護士や司法書士が引き受けていた案件を，社会福祉協議会に引き受けてもらっています。そうして経験を積んだ市民後見人養成講座受講者の中から，まさに市民後見人として，個人として後見人に選任される方があらわれることを目標としています。

4. おわりに

ひまわり基金法律事務所は，2000年以来，累計で118か所に設置されました。任期終了後に定着するなどによって，現在はその数は44となっています。今後も，ある程度，定着等によって数が減っていくことはあるかもしれませんが，地理的条件等によってどうしても定着に踏み切り難い場所もあり，ひまわり基金法律事務所がゼロになることはないと想定されます。

そして，私が赴任した下田もそうですが，ひまわり基金法律事務所がある地域は司法過疎地であり，ひまわり基金法律事務所が司法アクセスにおける重要な役割を担っていると思います。弁護士会として，意欲と能力ある弁護士を養成し，派遣することは，重要な使命であり続けると思います。

私は，下田ひまわり基金での任期を終え，古巣である北千住パブリック法律事務所に戻ってきました。今日まで，地方赴任をする弁護士の養成には，都市型公設事務所が中心的な役割を担ってきました。ここにおいて，今後は送り出す側として，司法過疎問題に取り組んでいきたいと思っています。

司法過疎地では，弁護士が少ない分，一人の弁護士の肩にかかる期待や責任も大きく，プレッシャーが大きいですが，その分，やりがいがあります。私は，下田で経験を積むことができて本当に良かったと思っています。これを読んで下さったみなさまに，司法過疎問題について少しでも関心を持ってもらえましたら幸いです。

伊豆急下田駅

下田公園から望んだ下田市街

下田港